

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内関係各課長
各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長
各道府県警察本部長
殿

警察庁丁備二発第24号
令和2年1月28日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（通達）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生し、同国全域で感染が確認されている新型コロナウイルスに関連した感染症への対応として、政府は武漢市等に在留する邦人を日本に輸送することを決定し、今夜、チャーター機が中国へ向けて出発する予定である。

各位にあつては、同感染症対策に起因するトラブル等に的確に対応できるよう、関係機関との連絡体制を確立するとともに、在留邦人の帰国に伴う混乱防止に備えた措置を採らねばならない。

記

1 関係機関との連絡体制の確立

政府においては、感染拡大の防止に向けて関係省庁が緊密に連携し、水際対策の徹底等の対策を行っているところである。警察としても、関係機関が実施する感染症対策に起因するトラブル等に的確に対応できるよう、知事部局の公衆衛生担当部署や、国際海空港の検疫担当部署等との連絡体制を確立すること。

2 在留邦人帰国に伴う混乱防止に備えた措置

(1) 邦人が到着することとなる空港を管轄する都道府県警察においては、在留邦人が一度に帰国することに伴う混乱による不測の事態の発生を防止するため、国際空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等の要請を行うなど、管理者対策を徹底すること。混乱による不測の事態の発生を防止するために必要であると認められる場合には、関係機関と連携を図りつつ、警戒活動を行うこと。

(2) 帰国した邦人は自宅等において経過観察となることなどが想定されること、各都道府県の公衆衛生担当部署等と連携を密にすること。この場合において、情報管理には特段の注意を払うこと。

3 関連情報入手時の報告

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る情報を入手した際は、警察庁警備局警備運用部警備第二課に速報すること。

4 職員の感染予防対策

厚生労働省及び国立感染症研究所によると、感染予防については、風邪やインフルエンザと同様、手洗いやマスクの着用等の感染対策が重要であるとのことである。

このため、感染が疑われる者に対する現場活動においては、手袋、マスク、消毒液等の資機材を活用し、職員の感染防止に配慮すること。